

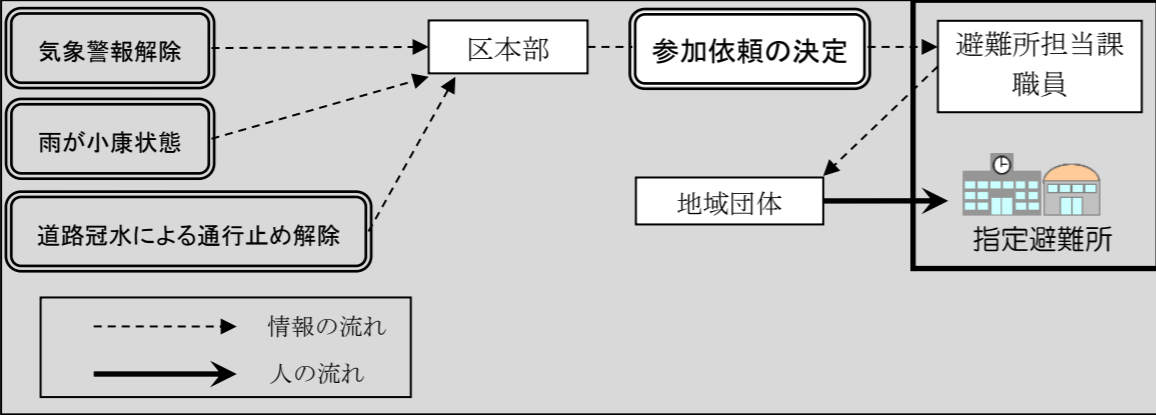
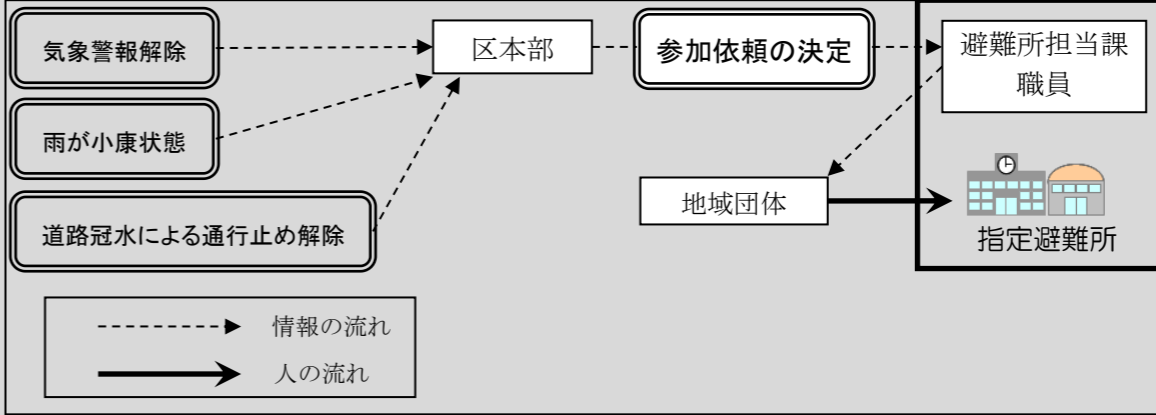
仙台市地域防災計画【風水害等災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																																										
<p>第1部 第1章 第1節 風水害による被災を防ぐ P1~3</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】 大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意します。</p> <p>図：段階的に発表される防災気象情報の活用例</p> <p>※気象庁のHPより引用</p> <p>2. 河川氾濫から身を守る【市民・企業・地域団体等】 大雨や洪水に関する気象情報・警報・注意報を確認したら、いつでも避難できるように準備をします。（中略）</p> <p>3. 内水氾濫から身を守る【市民・企業・地域団体等】 <u>（追加）</u> <u>(1)</u> 大雨時は、地下やアンダーパスなどの低いところは水が集まりやすく、閉じ込められるおそれがあるため、地下やアンダーパスへの進入は避けます。 <u>(2)</u> 地下施設管理者等は、土のうや止水板等での地下への浸水防止対策を行います。 <u>(3)</u> 大雨により、マンホールのふたが外れることがあり、転落する危険があるので、マンホールに注意します。 （中略）</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】 大雨・<u>土砂災害・河川氾濫</u>等に関する警報・注意報をはじめとした、<u>防災気象情報</u>に注意します。</p> <table border="1" data-bbox="1495 411 2650 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫</th> <th>大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫</th> <th>土砂災害 急傾斜地のげ崩れや土石流</th> <th>高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水</th> <th>(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5相当</td> <td>レベル5 氾濫特別警報</td> <td>レベル5 大雨特別警報</td> <td>レベル5 土砂災害特別警報</td> <td>レベル5 高潮特別警報</td> <td>命の危険 直ちに安全確保！</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4相当</td> <td>レベル4 氾濫危険警報</td> <td>レベル4 大雨危険警報</td> <td>レベル4 土砂災害危険警報</td> <td>レベル4 高潮危険警報</td> <td>危険な場所から全員避難</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3相当</td> <td>レベル3 氾濫警報</td> <td>レベル3 大雨警報</td> <td>レベル3 土砂災害警報</td> <td>レベル3 高潮警報</td> <td>避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>レベル2 氾濫注意報</td> <td>レベル2 大雨注意報</td> <td>レベル2 土砂災害注意報</td> <td>レベル2 高潮注意報</td> <td>避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td colspan="4">早期注意情報</td> <td>災害への心構えを高める</td> </tr> </tbody> </table> <p>図：防災気象情報（令和8年5月～）と警戒レベルの関係</p> <p>※気象庁のHPより引用</p> <p>2. 河川氾濫から身を守る【市民・企業・地域団体等】 大雨や河川氾濫に関する気象情報・警報・注意報を確認したら、いつでも避難できるように準備をします。（中略）</p> <p>3. 内水氾濫から身を守る【市民・企業・地域団体等】 <u>(1)</u> 大雨に関する気象情報（レベル2大雨注意報・レベル3大雨警報・レベル4大雨危険警報・レベル5大雨特別警報）に注意します。 <u>大雨に関する気象情報は、短時間強雨による浸水害発生のおそれの高まりに応じて、仙台管区気象台が発表します。テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区気象台のホームページでも確認できます。</u> <u>(2)</u> 大雨時は、地下やアンダーパスなどの低いところは水が集まりやすく、閉じ込められるおそれがあるため、地下やアンダーパスへの進入は避けます。 <u>(3)</u> 地下施設管理者等は、土のうや止水板等での地下への浸水防止対策を行います。 <u>(4)</u> 大雨により、マンホールのふたが外れることがあり、転落する危険があるので、マンホールに注意します。 （中略）</p>		河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のげ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動	警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！	<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！>						警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難	警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など	警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）	警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める	<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>
	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のげ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動																																								
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！																																								
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！>																																													
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難																																								
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など																																								
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）																																								
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める																																								

旧頁	旧	新	備考																				
	<p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は、大雨警報や土砂災害警戒情報に注意します。</p> <p>大雨警報(土砂災害)は、大雨により重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想されたときに、仙台管区気象台が発表します。また、土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、宮城県と仙台管区気象台が共同で発表します。大雨警報や土砂災害警戒情報は、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区気象台のホームページでも確認できます。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 竜巻などの激しい突風から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 竜巻注意情報が発表されたら、次のような空の変化(発達した積乱雲が近づく兆し)に注意します。</p> <p>(中略)</p> <p>竜巻発生確度ナウキャストや竜巻注意情報では、「激しい突風」をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っていますが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれています。</p>	<p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1)大雨の時は、<u>土砂災害に関する気象情報(レベル2 土砂災害注意報・レベル3 土砂災害警報・レベル4 土砂災害危険警報・レベル5 土砂災害特別警報)</u>に注意します。</p> <p><u>土砂災害に関する気象情報は、大雨による土砂災害発生のおそれの高まりに応じて、仙台管区気象台が発表します。</u>テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区気象台のホームページでも確認できます。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 竜巻などの激しい突風から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>気象防災速報(竜巻注意/竜巻目撃)</u>が発表されたら、次のような空の変化(発達した積乱雲が近づく兆し)に注意します。</p> <p>(中略)</p> <p>竜巻発生確度ナウキャストや<u>気象防災速報(竜巻注意/竜巻目撃)</u>では、「激しい突風」をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っていますが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれています。</p>																					
<p>第1部 第1章 第2節 災害情報を入手する P4</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容 市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="332 1033 1320 1501"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象等に関する警報等(大雨・洪水に関する警報・注意報、キキクル(危険度分布)、竜巻注意情報、特別警報等) ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	災害発生前	①気象等に関する警報等(大雨・ 洪水 に関する警報・注意報、キキクル(危険度分布)、 竜巻注意情報 、 特別警報 等) ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④ 土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など <u>(追加)</u>	(中略)	(中略)	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容 市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1033 2516 1501"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象等に関する警報等(大雨・<u>土砂災害</u>・<u>河川氾濫</u>・<u>高潮</u>に関する<u>特別警報</u>・<u>危険警報</u>・警報・注意報、キキクル(危険度分布)、<u>気象解説情報</u>・<u>気象防災速報</u>等) ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④<u>時系列情報(明日までの警報等の見通し)</u> ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など <u>⑤早期注意情報</u></td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	災害発生前	①気象等に関する警報等(大雨・ <u>土砂災害</u> ・ <u>河川氾濫</u> ・ <u>高潮</u> に関する <u>特別警報</u> ・ <u>危険警報</u> ・警報・注意報、キキクル(危険度分布)、 <u>気象解説情報</u> ・ <u>気象防災速報</u> 等) ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④ <u>時系列情報(明日までの警報等の見通し)</u> ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など <u>⑤早期注意情報</u>	(中略)	(中略)	<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>								
時 期	内 容																						
災害発生前	①気象等に関する警報等(大雨・ 洪水 に関する警報・注意報、キキクル(危険度分布)、 竜巻注意情報 、 特別警報 等) ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④ 土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など <u>(追加)</u>																						
(中略)	(中略)																						
時 期	内 容																						
災害発生前	①気象等に関する警報等(大雨・ <u>土砂災害</u> ・ <u>河川氾濫</u> ・ <u>高潮</u> に関する <u>特別警報</u> ・ <u>危険警報</u> ・警報・注意報、キキクル(危険度分布)、 <u>気象解説情報</u> ・ <u>気象防災速報</u> 等) ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④ <u>時系列情報(明日までの警報等の見通し)</u> ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など <u>⑤早期注意情報</u>																						
(中略)	(中略)																						
<p>第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う P7~9</p>	<p>1. 避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>【参考】市の避難情報の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="379 1671 1383 1814"> <tr> <td></td> <td></td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table>			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	(中略)					<p>1. 避難情報の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>【参考】市の避難情報の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="1587 1671 2591 1814"> <tr> <td></td> <td></td> <td>高齢者等避難</td> <td>避難指示</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table>			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	(中略)					
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																			
(中略)																							
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																			
(中略)																							

旧頁	旧				新				備考				
	洪水（洪水予報河川・水位周知河川等）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透、侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 		洪水（洪水予報河川・水位周知河川等）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・レベル3 氾濫警報が発表された場合 ・浸透、侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・レベル4 氾濫危険警報が発表された場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 		
		対象地域	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。										
	洪水（その他河川〔中小河川〕）	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合（危機管理型水位計が設置されている場合に限る） ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 		洪水（その他河川〔中小河川〕）	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクルで「危険」（紫）が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合（危機管理型水位計が設置されている場合に限る） ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 		
		対象地域	下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合										
		対象地域	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。										
	(中略)				(中略)								

旧頁	旧	新	備考
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">気象情報・避難情報</p> <p>警戒レベル 1 台風予報・早期注意情報</p> <p>警戒レベル 2 大雨注意報、洪水注意報等</p> <p>情報収集(気象・災害) ・テレビ、ラジオ ・インターネット ・市ホームページ 等</p> <p style="text-align: center;">洪水・土砂災害発生のおそれ</p> <p>警戒レベル 3 「高齢者等避難」発令</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方以外</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">避難準備</p> <p style="text-align: center;">災害発生のおそれの高まり</p> <p style="text-align: center;">「避難指示」発令</p> <p style="text-align: center;">避難開始</p> <p>自宅等周辺の災害リスクや、自身・家族の状況に応じて適切な避難行動を選択</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>自宅等にとどまり安全確保</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>安全な場所の親戚・知人宅に避難</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>指定避難所等に避難</p> </div> </div> <p>[緊急措置] 屋外に出ることによって危険な場合は、自宅の2階や近隣の頑丈な高い建物等で安全確保</p> <p>建物内での安全確保の目安： 浸水⇒建物の2階以上へ 土砂災害⇒がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p style="text-align: center;">避難完了</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">避難の準備・確認</p> <p>●ハザードマップ 警戒レベル1で確認</p> <p>自宅周辺の災害リスクを確認</p> <p>浸水深</p> <p>土砂災害</p> <p>自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>●避難する場所 警戒レベル2で確認</p> <p>事前に避難場所や避難方法を確認</p> <p>避難場所①</p> <p>避難場所②</p> <p>避難方法</p> <p>避難に要する時間</p> <p>●避難開始のタイミング 警戒レベル2で確認</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 妊娠中の方や小さなお子様連れの方など、避難に時間を要する場合</p> <p style="text-align: center;">警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外で、自宅が洪水 浸水想定区域、又は土砂災害警戒区域等のエリア内にある場合</p> <p style="text-align: center;">警戒レベル4 避難指示</p> <p>●避難情報の収集手段 警戒レベル2で確認</p> <p><input type="checkbox"/> 仙台市避難情報 Web サイト</p> <p><input type="checkbox"/> 杜の都防災メール</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">気象情報・避難情報</p> <p>警戒レベル 1 台風予報・早期注意情報</p> <p>警戒レベル 2 レベル2氾濫注意報、レベル2土砂災害注意報等</p> <p>情報収集(気象・災害) ・テレビ、ラジオ ・インターネット ・市ホームページ 等</p> <p style="text-align: center;">河川氾濫・土砂災害発生のおそれ</p> <p>警戒レベル 3 「高齢者等避難」発令</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方以外</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">避難準備</p> <p style="text-align: center;">災害発生のおそれの高まり</p> <p style="text-align: center;">「避難指示」発令</p> <p style="text-align: center;">避難開始</p> <p>自宅等周辺の災害リスクや、自身・家族の状況に応じて適切な避難行動を選択</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>自宅等にとどまり安全確保</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>安全な場所の親戚・知人宅に避難</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>指定避難所等に避難</p> </div> </div> <p>[緊急措置] 屋外に出ることによって危険な場合は、自宅の2階や近隣の頑丈な高い建物等で安全確保</p> <p>建物内での安全確保の目安： 浸水⇒建物の2階以上へ 土砂災害⇒がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p style="text-align: center;">避難完了</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">避難の準備・確認</p> <p>●ハザードマップ 警戒レベル1で確認</p> <p>自宅周辺の災害リスクを確認</p> <p>浸水深</p> <p>土砂災害</p> <p>自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>●避難する場所 警戒レベル2で確認</p> <p>事前に避難場所や避難方法を確認</p> <p>避難場所①</p> <p>避難場所②</p> <p>避難方法</p> <p>避難に要する時間</p> <p>●避難開始のタイミング 警戒レベル2で確認</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」のエリア内にある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 妊娠中の方や小さなお子様連れの方など、避難に時間を要する場合</p> <p style="text-align: center;">警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外で、自宅が洪水 浸水想定区域、又は土砂災害警戒区域等のエリア内にある場合</p> <p style="text-align: center;">警戒レベル4 避難指示</p> <p>●避難情報の収集手段 警戒レベル2で確認</p> <p><input type="checkbox"/> 仙台市避難情報 Web サイト</p> <p><input type="checkbox"/> 杜の都防災メール</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> </div> </div>	
(後略)	(後略)	(後略)	

旧頁	旧	新	備考																																																												
第1部 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P21	<p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 地域団体とその役割 (中略)</p> <p style="text-align: center;">＜市が地域団体に避難所運営参加を依頼する場合の例＞</p>  <p style="text-align: center;"> -----> 情報の流れ ————> 人の流れ </p>	<p>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】 (中略)</p> <p>(1) 地域団体とその役割 (中略)</p> <p style="text-align: center;">＜市が地域団体に避難所運営参加を依頼する場合の例＞</p>  <p style="text-align: center;"> -----> 情報の流れ ————> 人の流れ </p>	新たな防災気象情報運用開始に伴う変更																																																												
第1部 第2章 第1節 応急対策の流れ P35～36	<p>本節では、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において実施すべき各応急対策について、経過時間ごとの目標を定める。</p> <table border="1" data-bbox="320 1033 1448 1801"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>風水害の発生前 (発生するおそれのあるとき)</th> <th>風水害発生 ～ 24時間位まで</th> <th>発災後24時間位 ～ 3日後位</th> <th>発災後3日位 ～ 1か月後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害情報の収集 伝達</td> <td>○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等</u> ○気象情報 ○危険箇所の状況等 ○応急対策活動上必要な情報</td> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民への広報・ 広聴</td> <td>○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等</u> ○避難情報 ○避難所等に関する情報</td> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者対策</td> <td>○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等の伝達</u> ○避難情報の伝達・避難支援 ○避難所等に関する情報伝達</td> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時間 応急対策	風水害の発生前 (発生するおそれのあるとき)	風水害発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位	(中略)					災害情報の収集 伝達	○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等</u> ○気象情報 ○危険箇所の状況等 ○応急対策活動上必要な情報	(中略)			市民への広報・ 広聴	○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等</u> ○避難情報 ○避難所等に関する情報	(中略)			(中略)					要配慮者対策	○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等の伝達</u> ○避難情報の伝達・避難支援 ○避難所等に関する情報伝達	(中略)			<p>本節では、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において実施すべき各応急対策について、経過時間ごとの目標を定める。</p> <table border="1" data-bbox="1516 1033 2656 1801"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>風水害の発生前 (発生するおそれのあるとき)</th> <th>風水害発生 ～ 24時間位まで</th> <th>発災後24時間位 ～ 3日後位</th> <th>発災後3日位 ～ 1か月後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>災害情報の収集 伝達</td> <td>○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○気象情報 ○危険箇所の状況等 ○応急対策活動上必要な情報</td> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民への広報・ 広聴</td> <td>○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○避難情報 ○避難所等に関する情報</td> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者対策</td> <td>○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○避難情報の伝達・避難支援 ○避難所等に関する情報伝達</td> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時間 応急対策	風水害の発生前 (発生するおそれのあるとき)	風水害発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位	(中略)					災害情報の収集 伝達	○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○気象情報 ○危険箇所の状況等 ○応急対策活動上必要な情報	(中略)			市民への広報・ 広聴	○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○避難情報 ○避難所等に関する情報	(中略)			(中略)					要配慮者対策	○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○避難情報の伝達・避難支援 ○避難所等に関する情報伝達	(中略)			新たな防災気象情報運用開始に伴う変更
時間 応急対策	風水害の発生前 (発生するおそれのあるとき)	風水害発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位																																																											
(中略)																																																															
災害情報の収集 伝達	○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等</u> ○気象情報 ○危険箇所の状況等 ○応急対策活動上必要な情報	(中略)																																																													
市民への広報・ 広聴	○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等</u> ○避難情報 ○避難所等に関する情報	(中略)																																																													
(中略)																																																															
要配慮者対策	○河川 <u>水位・土砂災害警戒情報等の伝達</u> ○避難情報の伝達・避難支援 ○避難所等に関する情報伝達	(中略)																																																													
時間 応急対策	風水害の発生前 (発生するおそれのあるとき)	風水害発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位																																																											
(中略)																																																															
災害情報の収集 伝達	○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○気象情報 ○危険箇所の状況等 ○応急対策活動上必要な情報	(中略)																																																													
市民への広報・ 広聴	○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○避難情報 ○避難所等に関する情報	(中略)																																																													
(中略)																																																															
要配慮者対策	○河川 <u>氾濫・土砂災害に関する注意報・警報等</u> ○避難情報の伝達・避難支援 ○避難所等に関する情報伝達	(中略)																																																													

旧頁	旧	新	備考																																													
第1部 第2章 第2節 災害対策活動体制 P37～40	<p>2. 警戒準備体制 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><警戒対象部局></p> <table border="1" data-bbox="320 346 1448 882"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警戒対象部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震災害の場合</td> <td>危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>③ 大雨、洪水の災害の場合</td> <td>危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 会計室 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 (資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="320 1087 1478 1318"> <tbody> <tr> <td>①～④ (略)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 避難所担当職員、施設管理者の派遣 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="320 1501 1478 1669"> <tbody> <tr> <td>[避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準]</td> </tr> <tr> <td>① 土砂災害警戒情報が発表された場合</td> </tr> <tr> <td>② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td>③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="320 1785 1478 1953"> <tbody> <tr> <td>①～② (略)</td> </tr> <tr> <td>③ 市内に気象特別警報 (暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>④～⑥ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	警戒対象部局	① 地震災害の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区	(中略)	(中略)	③ 大雨、洪水の災害 の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 会計室 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(中略)	(中略)	①～④ (略)	⑤ 市内に 土砂災害警戒情報 が発表されたとき <u>(追加)</u>	⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき	[避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準]	① 土砂災害警戒情報 が発表された場合	② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合	③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合	①～② (略)	③ 市内に気象特別警報 (暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、 高潮特別警報又は波浪特別警報 が発表されたとき	④～⑥ (略)	<p>2. 警戒準備体制 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><警戒対象部局></p> <table border="1" data-bbox="1528 346 2656 892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警戒対象部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震災害の場合</td> <td>危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区等</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>③ <u>大雨災害(土砂災害、洪水)</u>の場合</td> <td>危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 会計室 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区等</td> </tr> <tr> <td>④ <u>大雨災害(内水氾濫等)の場合</u></td> <td><u>危機管理局 総務局 経済局 建設局 消防局 教育局 交通局 各区等</u></td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 (資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1528 1092 2686 1323"> <tbody> <tr> <td>①～④ (略)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 市内にレベル4土砂災害危険警報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>⑥ <u>市内にレベル4大雨危険警報が発表されたとき</u></td> </tr> <tr> <td>⑦ <u>市内の河川にレベル4氾濫危険警報が発表されたとき</u></td> </tr> <tr> <td>⑧ その他危機管理監が必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 避難所担当職員、施設管理者の派遣 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1528 1507 2686 1675"> <tbody> <tr> <td>[避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準]</td> </tr> <tr> <td>① <u>レベル4土砂災害危険警報</u>が発表された場合</td> </tr> <tr> <td>② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td>③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1528 1795 2686 1963"> <tbody> <tr> <td>①～② (略)</td> </tr> <tr> <td>③ 市内に気象特別警報等 (<u>レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報</u>) が発表されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	警戒対象部局	① 地震災害の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区等	(中略)	(中略)	③ <u>大雨災害(土砂災害、洪水)</u> の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 会計室 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区等	④ <u>大雨災害(内水氾濫等)の場合</u>	<u>危機管理局 総務局 経済局 建設局 消防局 教育局 交通局 各区等</u>	(中略)	(中略)	①～④ (略)	⑤ 市内に レベル4土砂災害危険警報 が発表されたとき	⑥ <u>市内にレベル4大雨危険警報が発表されたとき</u>	⑦ <u>市内の河川にレベル4氾濫危険警報が発表されたとき</u>	⑧ その他危機管理監が必要と認めるとき	[避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準]	① <u>レベル4土砂災害危険警報</u> が発表された場合	② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合	③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合	①～② (略)	③ 市内に気象特別警報等 (<u>レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報</u>) が発表されたとき	<p>新たな防災気象情報運用開始等に伴う変更</p> <p>以下、表中に「各区」及び「関係区」とあるものは「各区等」及び「関係区等」と置き換えるものとする。</p> <p>新たな防災気象情報運用開始等に伴う変更</p>
区分	警戒対象部局																																															
① 地震災害の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区																																															
(中略)	(中略)																																															
③ 大雨、洪水の災害 の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 会計室 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																															
(中略)	(中略)																																															
①～④ (略)																																																
⑤ 市内に 土砂災害警戒情報 が発表されたとき <u>(追加)</u>																																																
⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき																																																
[避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準]																																																
① 土砂災害警戒情報 が発表された場合																																																
② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合																																																
③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合																																																
①～② (略)																																																
③ 市内に気象特別警報 (暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、 高潮特別警報又は波浪特別警報 が発表されたとき																																																
④～⑥ (略)																																																
区分	警戒対象部局																																															
① 地震災害の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 市立病院 各区等																																															
(中略)	(中略)																																															
③ <u>大雨災害(土砂災害、洪水)</u> の場合	危機管理局 総務局 まちづくり政策局 財政局 市民局 健康福祉局 こども若者局 環境局 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 会計室 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区等																																															
④ <u>大雨災害(内水氾濫等)の場合</u>	<u>危機管理局 総務局 経済局 建設局 消防局 教育局 交通局 各区等</u>																																															
(中略)	(中略)																																															
①～④ (略)																																																
⑤ 市内に レベル4土砂災害危険警報 が発表されたとき																																																
⑥ <u>市内にレベル4大雨危険警報が発表されたとき</u>																																																
⑦ <u>市内の河川にレベル4氾濫危険警報が発表されたとき</u>																																																
⑧ その他危機管理監が必要と認めるとき																																																
[避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準]																																																
① <u>レベル4土砂災害危険警報</u> が発表された場合																																																
② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合																																																
③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合																																																
①～② (略)																																																
③ 市内に気象特別警報等 (<u>レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報</u>) が発表されたとき																																																

旧頁	旧	新	備考																		
	<p>(資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>④～⑥ (略)</p> <p>(資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>																			
<p>第 1 部 第 2 章 第 3 節 職員の配 備・動員計 画 P48～50</p>	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等</p> <p>警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。</p> <p>また、市内で、気象注意報、警報が発表され災害が発生するおそれがある場合などに警戒準備体制とする。</p> <p>(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p style="text-align: center;">＜警戒配備等基準＞</p> <table border="1" data-bbox="332 999 1448 1818"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制 発令者：危機管理監</td> <td>(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長</td> <td>(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に<u>土砂災害警戒情報</u>が発表されたとき <u>(追加)</u> (6) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p>	配備区分	配備基準	配備体制	警戒準備体制 発令者：危機管理監	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制	警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に <u>土砂災害警戒情報</u> が発表されたとき <u>(追加)</u> (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制	<p>1. 配備計画</p> <p>(1) 警戒配備等</p> <p>警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。</p> <p>また、市内で、気象注意報、警報が発表され災害が発生するおそれがある場合などに警戒準備体制とする。</p> <p>(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p style="text-align: center;">＜警戒配備等基準＞</p> <table border="1" data-bbox="1531 999 2647 1818"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制 発令者：危機管理監</td> <td>(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長</td> <td>(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に<u>レベル 4 土砂災害危険警報</u>が発表されたとき <u>(6) 市内にレベル 4 大雨危険警報が発表されたとき</u> <u>(7) 市内の河川にレベル 4 氾濫危険警報が発表されたとき</u> (8) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 非常配備 (中略)</p>	配備区分	配備基準	配備体制	警戒準備体制 発令者：危機管理監	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制	警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u> が発表されたとき <u>(6) 市内にレベル 4 大雨危険警報が発表されたとき</u> <u>(7) 市内の河川にレベル 4 氾濫危険警報が発表されたとき</u> (8) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制	<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>
配備区分	配備基準	配備体制																			
警戒準備体制 発令者：危機管理監	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制																			
警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に <u>土砂災害警戒情報</u> が発表されたとき <u>(追加)</u> (6) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制																			
配備区分	配備基準	配備体制																			
警戒準備体制 発令者：危機管理監	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制																			
警戒配備 (災害警戒本部体制) 発令者：災害警戒本部長	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u> が発表されたとき <u>(6) 市内にレベル 4 大雨危険警報が発表されたとき</u> <u>(7) 市内の河川にレベル 4 氾濫危険警報が発表されたとき</u> (8) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制																			

旧頁	旧	新	備考																										
	<p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常1号配備</td> <td> (1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき </td> <td rowspan="2">災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td> (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常2号配備</td> <td> (1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時 </td> <td rowspan="2">全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td>(4) その他市長が必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（ 暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報 ）、 高潮特別警報又は波浪特別警報 が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制	発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	非常2号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制	発令者： 災害対策本部長	(4) その他市長が必要と認めるとき	<p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備基準</th> <th style="width: 40%;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常1号配備</td> <td> (1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報等（<u>レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報</u>）が発表されたとき </td> <td rowspan="2">災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td> (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常2号配備</td> <td> (1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時 </td> <td rowspan="2">全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発令者： 災害対策本部長</td> <td>(4) その他市長が必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報等（ <u>レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報</u> ）が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制	発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	非常2号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制	発令者： 災害対策本部長	(4) その他市長が必要と認めるとき	
配備区分	配備基準	配備体制																											
非常1号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（ 暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報 ）、 高潮特別警報又は波浪特別警報 が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制																											
発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき																												
非常2号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制																											
発令者： 災害対策本部長	(4) その他市長が必要と認めるとき																												
配備区分	配備基準	配備体制																											
非常1号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報等（ <u>レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報</u> ）が発表されたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制																											
発令者： 災害対策本部長	(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき																												
非常2号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制																											
発令者： 災害対策本部長	(4) その他市長が必要と認めるとき																												
<p>第1部 第2章 第3節 職員の配備・動員計画 P52</p>	<p>2. 動員計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動員区分</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定動員</p> <p>勤務時間外に市内で<u>土砂災害警戒情報</u>が発表されたとき、指定避難所の開設等を行うための各施設の近傍に居住する職員の中からあらかじめ指定された職員は、勤務場所以外の指定された場所に参集する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>2. 動員計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動員区分</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定動員</p> <p>勤務時間外に市内で<u>レベル4土砂災害危険警報</u>が発表されたとき、指定避難所の開設等を行うための各施設の近傍に居住する職員の中からあらかじめ指定された職員は、勤務場所以外の指定された場所に参集する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>																										
<p>第1部 第2章 第4節 避難計画 P54~56</p>	<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準</p> <p>(中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">高齢者等避難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">避難指示</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table>		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	(中略)				<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難情報の区分及び発令基準</p> <p>(中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">高齢者等避難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">避難指示</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">緊急安全確保</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table>		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	(中略)				<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>										
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																										
(中略)																													
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保																										
(中略)																													

旧頁	旧				新				備考										
	洪水（洪水予報河川・水位周知河川等）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 浸透、侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生するおそれが高まった場合 異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 その他氾濫の発生が確認された場合 		対象地域	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。		洪水（洪水予報河川・水位周知河川等）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 レベル3氾濫警報が発表された場合 浸透、侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 レベル4氾濫危険警報が発表された場合 浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生するおそれが高まった場合 異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報が発表された場合 その他氾濫の発生が確認された場合 		対象地域	○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。		
	洪水（その他河川〔中小河川〕）	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合 浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限る) 異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 その他氾濫の発生が確認された場合 		対象地域	<p>下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合</p> <p>○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。</p>		洪水（その他河川〔中小河川〕）	発令基準	-	<ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクルで「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合 浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限る) 異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 その他氾濫の発生が確認された場合 		対象地域	<p>下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合</p> <p>○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。</p>		
	(中略)				(中略)														

旧頁	旧				新				備考					
	その他	発令基準	<p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、要配慮者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p>	<p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <p>①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報</p> <p>②地下空間の浸水又は高潮による浸水</p> <p>③有毒物の流出又は危険物の爆発</p> <p>④大規模延焼火災</p> <p>⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等</p>	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき</p>	(後略)		その他	発令基準	<p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、要配慮者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p>	<p>次の警報等が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <p>①大雨、<u>河川氾濫</u>、<u>土砂災害</u>、暴風、大雪、高潮等警報</p> <p>②地下空間の浸水又は高潮による浸水</p> <p>③有毒物の流出又は危険物の爆発</p> <p>④大規模延焼火災</p> <p>⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等</p>	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき</p>	(後略)	
対象地域			当該地域	当該地域	当該地域					対象地域	当該地域	当該地域		
<p>第1部 第2章 第4節 避難計画 P63</p>	<p>5. 指定避難所への避難</p> <p style="text-align: center;">＜住民等による避難フロー図（風水害）＞</p>				<p>5. 指定避難所への避難</p> <p style="text-align: center;">＜住民等による避難フロー図（風水害）＞</p>				<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>					

旧頁	旧	新	備考												
	<p>気象情報・避難情報</p> <p>警戒レベル 1 台風予報・早期注意情報</p> <p>警戒レベル 2 大雨注意報、洪水注意報等 情報収集(気象・災害) ・テレビ、ラジオ ・インターネット ・市ホームページ 等</p> <p>洪水・土砂災害発生のおそれ</p> <p>警戒レベル 3 「高齢者等避難」発令 高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方 高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方以外 避難準備 災害発生のおそれの高まり 「避難指示」発令</p> <p>警戒レベル 4 避難開始 自宅等周辺の災害リスクや、自身・家族の状況に応じて適切な避難行動を選択 自宅等にとどまり安全確保 安全な場所の親戚・知人宅に避難 指定避難所等に避難 【緊急措置】 屋外に出ることによって危険な場合は、自宅の2階や近隣の頑丈な高い建物等で安全確保 建物内での浸水⇒建物の2階以上へ 安全確保の目安 土砂災害⇒がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p>避難完了</p>	<p>気象情報・避難情報</p> <p>警戒レベル 1 台風予報・早期注意情報</p> <p>警戒レベル 2 レベル2氾濫注意報、レベル2土砂災害注意報等 情報収集(気象・災害) ・テレビ、ラジオ ・インターネット ・市ホームページ 等</p> <p>河川氾濫・土砂災害発生のおそれ</p> <p>警戒レベル 3 「高齢者等避難」発令 高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方 高齢者など避難に時間を要する方、早期立退き避難が必要な区域にいる方以外 避難準備 災害発生のおそれの高まり 「避難指示」発令</p> <p>警戒レベル 4 避難開始 自宅等周辺の災害リスクや、自身・家族の状況に応じて適切な避難行動を選択 自宅等にとどまり安全確保 安全な場所の親戚・知人宅に避難 指定避難所等に避難 【緊急措置】 屋外に出ることによって危険な場合は、自宅の2階や近隣の頑丈な高い建物等で安全確保 建物内での浸水⇒建物の2階以上へ 安全確保の目安 土砂災害⇒がけなどの反対側、2階以上へ</p> <p>避難完了</p>													
<p>第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P68~71</p>	<p>1. 災害情報の収集・伝達 (中略)</p> <p>(1) 災害初動期における情報収集 災害初動期は次の情報を中心に情報収集を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="371 1743 1424 1953"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象等に関する情報</td> <td>・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・河川、ダムの水位状況</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報の区分	主な情報内容	気象等に関する情報	・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・河川、ダムの水位状況	(中略)		<p>1. 災害情報の収集・伝達 (中略)</p> <p>(1) 災害初動期における情報収集 災害初動期は次の情報を中心に情報収集を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1558 1743 2611 1953"> <thead> <tr> <th>情報の区分</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象等に関する情報</td> <td>・特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報等の発表状況 ・河川、ダムの水位状況</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報の区分	主な情報内容	気象等に関する情報	・特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報及び注意報等の発表状況 ・河川、ダムの水位状況	(中略)		<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>
情報の区分	主な情報内容														
気象等に関する情報	・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・河川、ダムの水位状況														
(中略)															
情報の区分	主な情報内容														
気象等に関する情報	・特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報及び注意報等の発表状況 ・河川、ダムの水位状況														
(中略)															

旧頁	旧	新	備考																																																																
	<p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 災对本部が行う情報収集</p> <p>ア 各部及び区本部の情報収集 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="311 420 1448 646"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別警報、警報及び注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 指定河川洪水予報 </td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災関係機関からの情報収集 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="296 745 1463 1207"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災对本部 事務局</td> <td>気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)東北本部</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県防災推進課</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 各種情報システムによる情報収集 〈各種システムを通じて得られる情報〉</p> <table border="1" data-bbox="296 1312 1463 1900"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報) [システム管理課] ・宮城県防災推進課 [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 ・水位情報 </td> </tr> <tr> <td>宮城県砂防総合情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内1kmメッシュ表示、現況、1・2・3時間後の情報を表示 </td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報、警報及び注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 指定河川洪水予報 	消 防 部	(中略)			収集担当	収集する情報	収集先	災对本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)東北本部	県下の被害情報	宮城県防災推進課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング		(中略)			種 類	内 容	宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報) [システム管理課] ・宮城県防災推進課 [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 ・水位情報 	宮城県砂防総合情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内1kmメッシュ表示、現況、1・2・3時間後の情報を表示 	<p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 災对本部が行う情報収集</p> <p>ア 各部及び区本部の情報収集 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1507 420 2644 646"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>収集する情報の内容</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災気象情報等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 指定河川洪水予報 </td> <td>消 防 部</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 防災関係機関からの情報収集 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1507 745 2674 1234"> <thead> <tr> <th>収集担当</th> <th>収集する情報</th> <th>収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災对本部 事務局</td> <td>気象等に係る特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報及び気象情報</td> <td>仙台管区気象台</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況</td> <td>東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設の被害と復旧状況等</td> <td>JR東日本(株)東北本部</td> </tr> <tr> <td>県下の被害情報</td> <td>宮城県防災推進課</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 各種情報システムによる情報収集 〈各種システムを通じて得られる情報〉</p> <table border="1" data-bbox="1507 1333 2674 1957"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報) [システム管理課] ・宮城県防災推進課 [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・<u>危険警報</u>、警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 ・水位情報 </td> </tr> <tr> <td>宮城県砂防総合情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内1kmメッシュ表示、現況、1・2・3時間後の情報を表示 </td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	収集する情報の内容	担当部局	防災気象情報等	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 指定河川洪水予報 	消 防 部	(中略)			収集担当	収集する情報	収集先	災对本部 事務局	気象等に係る特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)東北本部	県下の被害情報	宮城県防災推進課	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング		(中略)			種 類	内 容	宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報) [システム管理課] ・宮城県防災推進課 [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・<u>危険警報</u>、警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 ・水位情報 	宮城県砂防総合情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内1kmメッシュ表示、現況、1・2・3時間後の情報を表示 	
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																	
防災気象情報等	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報、警報及び注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 指定河川洪水予報 	消 防 部																																																																	
(中略)																																																																			
収集担当	収集する情報	収集先																																																																	
災对本部 事務局	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台																																																																	
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																																																	
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)東北本部																																																																	
	県下の被害情報	宮城県防災推進課																																																																	
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																																		
(中略)																																																																			
種 類	内 容																																																																		
宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報) [システム管理課] ・宮城県防災推進課 [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 ・水位情報 																																																																		
宮城県砂防総合情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内1kmメッシュ表示、現況、1・2・3時間後の情報を表示 																																																																		
情報区分	収集する情報の内容	担当部局																																																																	
防災気象情報等	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 指定河川洪水予報 	消 防 部																																																																	
(中略)																																																																			
収集担当	収集する情報	収集先																																																																	
災对本部 事務局	気象等に係る特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報、注意報及び気象情報	仙台管区気象台																																																																	
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 東北電力ネットワーク(株)宮城支社 NTT東日本(株)宮城事業部 携帯通信事業各社																																																																	
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)東北本部																																																																	
	県下の被害情報	宮城県防災推進課																																																																	
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング																																																																		
(中略)																																																																			
種 類	内 容																																																																		
宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報) [システム管理課] ・宮城県防災推進課 [端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報(気象等に関する特別警報・<u>危険警報</u>、警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 ・水位情報 																																																																		
宮城県砂防総合情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 解析・予測雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ※県内1kmメッシュ表示、現況、1・2・3時間後の情報を表示 																																																																		

旧頁	旧	新	備考														
	<p>気象庁ホームページ</p> <p>[システム管理機関] ・気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象等に関する特別警報・警報・注意報 ○ 流域雨量指数の予測値 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報（警報級の可能性） ○ 気象情報 ○ <u>(追加)</u> ○ 指定河川洪水予報 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻） ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値（雨量、風向・風速、降雪量等） ○ キキクル(危険度分布) ○ 降水短時間予報（今後の雨） ○ 降雪短時間予報（今後の雪） 	<p>※発表情報等は今後システム改修予定</p> <p>気象庁ホームページ</p> <p>[システム管理機関] ・気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報 ○ 流域雨量指数の予測値 ○ 台風情報 ○ 早期注意情報（警報級の可能性） ○ 気象解説情報・気象防災速報 ○ <u>時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u> ○ 指定河川洪水予報 ○ <u>(削除)</u> ○ 気象衛星画像 ○ 天気図 ○ ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻） ○ 天気予報・週間天気予報 ○ 潮位情報 ○ 気象観測値（雨量、風向・風速、降雪量等） ○ キキクル ○ 降水短時間予報（今後の雨） ○ 降雪短時間予報（今後の雪） 															
<p>第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P74</p>	<p>2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報</p> <p>気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。</p> <p>なお、仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p>(資料4-6「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)</p> <p>〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉</p> <p>(中略)</p>	<p>2. 気象等に係る特別警報、危険警報、警報、注意報及び気象情報</p> <p>気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。</p> <p>なお、仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報、危険警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p>(資料4-6「気象等に係る特別警報、危険警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)</p> <p>〈気象等に係る特別警報、危険警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉</p> <p>(中略)</p>	<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>														
<p>第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P75</p>	<p>3. 指定河川洪水予報</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="341 1507 1418 1967"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険</td> </tr> </tbody> </table>	種別	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険	<p>3. 指定河川洪水予報</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1549 1507 2626 1967"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 氾濫特別警報 氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫危険警報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ</td> </tr> </tbody> </table>	名称	概要	レベル5 氾濫特別警報 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ	<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>
種別	標題	概要															
洪水警報	氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。															
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険															
名称	概要																
レベル5 氾濫特別警報 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベ																

旧頁	旧			新		備考
		<p style="text-align: center;">氾濫警戒情報</p>	<p>な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>	<p style="text-align: center;">レベル3 氾濫警戒</p>	<p>ル4に相当。</p> <p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>	
	<p style="text-align: center;">洪水注意報</p>	<p style="text-align: center;">氾濫注意情報</p>	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p style="text-align: center;">レベル2 氾濫注意報</p>	<p>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	
	<p>※ 名取川と広瀬川については、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測された場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。なお、この情報は、宮城県気象情報としても発表される。</p>			<p>※ 名取川と広瀬川については、<u>レベル5</u>大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測された場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。</p>		
<p>第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P78</p>	<p>7. 土砂災害警戒情報</p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第27条に基づき、宮城県知事が仙台市長に通知するとともに、住民に周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。</p> <p>なお、伝達系統は第7節2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報の概要</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の区域</p> <p>宮城県における警報・注意報の細分区域による。</p> <p>(資料4-6「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)</p>			<p>7. 土砂災害警戒情報</p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第27条に基づき、宮城県知事が仙台市長に通知するとともに、住民に周知を行う土砂災害警戒情報 (<u>レベル4土砂災害危険警報</u>) の区域は次のとおりである。</p> <p>なお、伝達系統は第7節2. 気象等に係る特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報 (<u>レベル4土砂災害危険警報</u>) の概要</p> <p><u>大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に</u>市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市は東西に分割した地域)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、仙台管区気象台から発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクルで確認することができる。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報 (<u>レベル4土砂災害危険警報</u>) の区域</p> <p>宮城県における警報・注意報の細分区域による。</p> <p>(資料4-6「気象等に係る特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)</p>		<p>新たな防災気象情報運用開始に伴う変更</p>

旧頁	旧	新	備考																		
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P80	8. 要配慮者利用施設等への情報連絡 (中略) (1) (略) (2) 土砂災害防止法第8条に定める施設への情報伝達 (中略) ア (略) イ 伝達する情報と伝達の範囲 <table border="1" data-bbox="332 527 1478 709"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>伝達範囲</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達</td> <td>土砂災害警戒情報</td> </tr> <tr> <td>避難情報</td> <td>発令範囲内に所在する対象施設に限定</td> <td>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	伝達範囲	伝達内容	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達	土砂災害警戒情報	避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	8. 要配慮者利用施設等への情報連絡 (中略) (1) (略) (2) 土砂災害防止法第8条に定める施設への情報伝達 (中略) ア (略) イ 伝達する情報と伝達の範囲 <table border="1" data-bbox="1534 527 2680 741"> <thead> <tr> <th>情報区分</th> <th>伝達範囲</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達</td> <td>土砂災害警戒情報 <u>(レベル4土砂災害危険警報)</u></td> </tr> <tr> <td>避難情報</td> <td>発令範囲内に所在する対象施設に限定</td> <td>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</td> </tr> </tbody> </table>	情報区分	伝達範囲	伝達内容	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達	土砂災害警戒情報 <u>(レベル4土砂災害危険警報)</u>	避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	新たな防災気象情報運用開始に伴う変更
情報区分	伝達範囲	伝達内容																			
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達	土砂災害警戒情報																			
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保																			
情報区分	伝達範囲	伝達内容																			
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達	土砂災害警戒情報 <u>(レベル4土砂災害危険警報)</u>																			
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保																			
第1部 第2章 第12節 避難所運営 計画 P108	2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ [各部、区本部] (中略) (1) (略) (2) 職員の動員 各部は、区警戒本部からの連絡を受け、避難所担当課職員を指定避難所に派遣する。また、施設管理者は、区警戒本部からの連絡を受け、指定避難所へ職員を派遣する。なお、指定動員職員(避難所初動対応要員)は土砂災害警戒情報が発表された場合、担当する指定避難所へ自ら参集する。 [※避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準] ① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合 ③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合 (注) 指定動員職員については、①でのみ参集する。	2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ [各部、区本部] (中略) (1) (略) (2) 職員の動員 各部は、区警戒本部からの連絡を受け、避難所担当課職員を指定避難所に派遣する。また、施設管理者は、区警戒本部からの連絡を受け、指定避難所へ職員を派遣する。なお、指定動員職員(避難所初動対応要員)はレベル4土砂災害危険警報が発表された場合、担当する指定避難所へ自ら参集する。 [※避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準] ① レベル4土砂災害危険警報が発表された場合 ② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合 ③ その他、避難情報を発令する可能性が高まった場合 (注) 指定動員職員については、①でのみ参集する。	新たな防災気象情報運用開始に伴う変更																		